

エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議の開催について

平成 26 年 10 月 28 日
エボラ出血熱対策
関係閣僚会議決定

- 1 西アフリカで感染が拡大し、また欧米でも感染が発生しているエボラ出血熱について、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

議 長 内閣危機管理監
副議長 内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
構成員 内閣官房内閣審議官（エボラ出血熱対策室長）
内閣官房内閣審議官（内閣広報室）
内閣官房内閣審議官（危機管理審議官）
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
警察庁生活安全局長
警察庁警備局長
総務省大臣官房総括審議官
消防庁次長
法務省入国管理局長
外務省領事局長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
文部科学省スポーツ・青少年局長
厚生労働省大臣官房技術総括審議官
厚生労働省大臣官房審議官（がん対策・国際保健担当）
厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局食品安全部長
農林水産省大臣官房総括審議官
農林水産省消費・安全局長
経済産業省大臣官房技術総括審議官

経済産業省通商政策局長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁海上保安監
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
防衛省大臣官房衛生監
防衛省運用企画局長

- 3 対策会議はエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議幹事会（以下「幹事会」という。）を隨時開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 対策会議及び幹事会の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。